

診療報酬改定に関する お問い合わせ(ご質問)について

1. 診療報酬改定に関するご質問は、原則として「診療報酬改定に関する質問票」により対応させていただきます。
2. 別添の当該質問票を作成し、**関東信越厚生局山梨事務所**あてメールにてご質問いただきますようお願いいたします。
なお、質問事項が複数の場合、質問ごとに当該質問票を作成いただくよう併せてお願いいたします。
3. 回答は、受付順に電話にて行います。
なお、質問内容によっては本省等への確認を要するものもあるため、回答に相当の時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
4. 診療報酬の改定時期は、受付業務や審査業務が集中するため、電話でのご質問はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
5. 診療報酬改定に関するご質問とそれに対する回答のうち、基本的なものについては、厚生労働省及び関東信越厚生局のホームページにも逐次掲載されますので、そちらもご参照ください。

※ ご質問の受付は山梨県内の保険医療機関及び保険薬局等に限りさせていただきます。

関東信越厚生局山梨事務所

メール：gigisyo-08▲mhlw.go.jp

※問い合わせの際は、「▲」を「@」に置き換えてご利用ください。